

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和4年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一



2 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
バッチ網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の20	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	4隻	定めなし
	操業区域の21	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	2隻	定めなし
	操業区域の22	1月1日から12月31日まで	15トン未満	260kw（60馬力）以下	10隻	定めなし
	操業区域の23	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	2隻	定めなし
	操業区域の24	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	4隻	定めなし
	操業区域の25	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	12隻	定めなし
	操業区域の26	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	2隻	定めなし
	操業区域の27	1月1日から12月31日まで	10トン未満	220kw（50馬力）以下	6隻	定めなし

申請すべき期間 令和5年1月10日（火）から同年2月10日（金）まで

機船船びき網漁業

番号	操業区域
20	東町漁業協同組合共同漁業権区域のうち獅子島がケイ崎から真方位45度に見通す線以东と崩崎から出水市七尾島を見通す線以北の区域。ただし、獅子島串崎と鯖ノ口鼻とを結ぶ線以西を除く。
21	北さつま漁業協同組合（ただし旧出水市漁業協同組合に限る。）共同漁業権区域。
22	<p>基点1, 点ア, 点カ, 点キ, 点ク, 基点2を順次に結んだ線及び点エ, 点オ並びに陸岸に囲まれた区域。</p> <p>基点1 N 31° 55' 40" E130° 13' 12" (薩摩川内市と阿久根市との境界)</p> <p>基点2 N 31° 46' 47" E130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部)</p> <p>点ア N 31° 55' 20" E130° 10' 03" (基点1から5,000メートルの点)</p> <p>点カ N 31° 51' 04" E130° 08' 34" 点キ N 31° 51' 06" E130° 06' 38" 点ク N 31° 46' 18" E130° 04' 33" (基点2から10,000メートルの点)</p> <p>点エ 川内川の河口右岸 点オ 川内川の河口左岸</p>
23	<p>基点1, 点エ, 点オ, 点カ, 及び基点3を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>基点1 N 31° 46' 47" E130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河口右岸堤防基部)</p> <p>基点2 いちき串木野市沖ノ島南端 基点3 N 31° 44' 33" E130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界)</p> <p>点エ N 31° 46' 18" E130° 04' 33" (基点1から10,000メートルの点)</p> <p>点オ N 31° 40' 45" E130° 07' 10" (基点2から8,600メートルの点)</p> <p>点カ N 31° 40' 57" E130° 09' 01" (基点3から10,000メートルの点)</p>
24	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エを順次結んだ線及び海岸線によって囲まれた区域。 ただし、八房川河口から上流の区域を除く。 ※世界測地系()内は日本測地系)</p> <p>点ア 北緯31° 41' 40" 東経130° 17' 03" (北緯31° 41' 28" 東経130° 17' 11") 点イ 北緯31° 38' 16" 東経130° 12' 08" (北緯31° 38' 03" 東経130° 12' 16") 点ウ 北緯31° 36' 57" 東経130° 13' 24" (北緯31° 36' 44" 東経130° 13' 32") 点エ 北緯31° 39' 31" 東経130° 18' 58" (北緯31° 39' 18" 東経130° 19' 06")</p>
25	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エを順次結んだ線及び海岸線によって囲まれた区域。 ※世界測地系()内は日本測地系)</p> <p>点ア 北緯31° 39' 31" 東経130° 18' 58" (北緯31° 39' 18" 東経130° 19' 06") 点イ 北緯31° 36' 57" 東経130° 13' 24" (北緯31° 36' 44" 東経130° 13' 32") 点ウ 北緯31° 33' 12" 東経130° 13' 40" (北緯31° 32' 59" 東経130° 13' 48") 点エ 北緯31° 33' 19" 東経130° 19' 59" (北緯31° 33' 06" 東経130° 20' 07")</p>
26	<p>下記1及び2の区域。</p> <p>1 点ア, 点イ, 点キ, 点クを順次結んだ線及び海岸線によって囲まれた区域。 2 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点イを順次結んだ区域。 ※世界測地系()内は日本測地系)</p> <p>点ア 北緯31° 33' 19" 東経130° 19' 59" (北緯31° 33' 06" 東経130° 20' 07") 点イ 北緯31° 33' 13" 東経130° 14' 56" (北緯31° 33' 00" 東経130° 15' 04") 点ウ 北緯31° 33' 12" 東経130° 13' 40" (北緯31° 32' 59" 東経130° 13' 48") 点エ 北緯31° 29' 47" 東経130° 12' 31" (北緯31° 29' 34" 東経130° 12' 39") 点オ 北緯31° 29' 14" 東経130° 11' 03" (北緯31° 29' 01" 東経130° 11' 11") 点カ 北緯31° 28' 35" 東経130° 12' 04" (北緯31° 28' 22" 東経130° 12' 12") 点キ 北緯31° 29' 43" 東経130° 13' 47" (北緯31° 29' 30" 東経130° 13' 55") 点ク 北緯31° 29' 27" 東経130° 18' 50" (北緯31° 29' 14" 東経130° 18' 58")</p>
27	<p>下記1及び2の区域。</p> <p>1 点ア, 点イ, 点キ, 点クを順次結んだ線及び海岸線によって囲まれた区域。 2 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点イを順次結んだ区域。 ※世界測地系()内は日本測地系)</p> <p>点ア 北緯31° 29' 27" 東経130° 18' 50" (北緯31° 29' 14" 東経130° 18' 58") 点イ 北緯31° 29' 43" 東経130° 13' 47" (北緯31° 29' 30" 東経130° 13' 55") 点ウ 北緯31° 33' 13" 東経130° 14' 56" (北緯31° 33' 00" 東経130° 15' 04") 点エ 北緯31° 33' 12" 東経130° 13' 40" (北緯31° 32' 59" 東経130° 13' 48") 点オ 北緯31° 29' 47" 東経130° 12' 31" (北緯31° 29' 34" 東経130° 12' 39") 点カ 北緯31° 29' 14" 東経130° 11' 03" (北緯31° 29' 01" 東経130° 11' 11") 点キ 北緯31° 28' 35" 東経130° 12' 04" (北緯31° 28' 22" 東経130° 12' 12") 点ク 北緯31° 24' 38" 東経130° 14' 08" (北緯31° 24' 25" 東経130° 14' 16")</p>